

令和4年7月 29 日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、「ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する実証」(1案件)が認定されました。

株式会社みずほフィナンシャルグループが、規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)に基づいて申請した「ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する新技術等実証計画」(以下「実証計画」という。)に対して、本日、主務大臣である経済産業大臣及び法務大臣が認定しました。

債権の譲渡は、債務者への通知又は債務者の承諾が確定日付のある証書によってされなければ債務者以外の第三者に対抗することができないとされています。

他方で、近年、電子的な方法による取引はますます盛んになっており、債権譲渡に係る手続も含めて、電子的なやりとりのみで迅速に手続を完結させることに対するニーズが高まっていることから、産業競争力強化法において、「債権の譲渡の通知等が、一定の要件を満たす情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を、確定日付のある証書による通知等とみなす特例」(以下「債権譲渡特例」という。)が措置されています。本実証計画は、ブロックチェーン技術を活用した情報システムについて、将来的に債権譲渡特例を活用した社会実装を想定しているため、円滑に稼働するかどうかを検証するに当たって、当該特例の要件を参照し、要件の充足性に関する確認・分析を行うものです。

※ 実証計画の概要は、[資料1](#)のとおりです。

【参考】

規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房(新しい

資本主義実現本部事務局)に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っております。

※ 規制のサンドボックス制度の仕組みは、[資料2](#)のとおりです。

【問合せ先】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

新技術等社会実装推進チーム(規制のサンドボックス制度担当)

担当:岡田、築山、藤森

03-3581-0769(直通)

【主務省庁 問合せ先】

経済産業省 商務情報政策局情報産業課

担当:小川、清水

03-3501-1511(内線 3981~7)、03-3501-6944(直通)

法務省 民事局参事官室

担当:小林、浅野

03-3580-4111(内線 5978 又は 5885)

【認定事業者 問合せ先】

株式会社みずほフィナンシャルグループ

デジタルイノベーション部:海本

03-6838-7836(直通)

(以上)